

## 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業公募要領

### 1. 総則

本要領は、別添「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する者について、補助先を選定するための手続き等を定めるものである。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和3年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行うものである。採択・執行に当たっては、国会での令和3年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得るものである。

### 2. 事業の目的

病院薬剤師を活用した医師等からのタスク・シフティング等にかかる先進的な取組を収集し、その好事例を全国に普及することにより、医師等の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

### 3. 事業内容

別添実施要綱の3による

### 4. 事業の実施主体

公募により採択された者

### 5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和4年3月31日まで

### 6. 事業実施に係る留意点

- (1) 事業の実施にあたっては、令和2年度の事業結果を適宜参照の上、効果的な取組となるよう事業計画の策定及び運営を行うとともに、厚生労働省担当者及び関係団体等への協議・連携を適切に行うこと。
- (2) 協議会の運営にあたっては、専門的知見を踏まえ、中立的かつ適切に調整できる事務局体制を整えるものとする。
- (3) 普及・啓発活動の実施にあたっては、職種内にとどまらず医療機関のトップマネジメント層を含めて、理解・納得が得られることを目的として事業計画を策定すること。

### 7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30

年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び厚生労働省所管補助金交付規則(平成 12 年 厚生省 令第 6 号)の労働省

規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

本事業の補助金については、16,513 千円を基準額(上限額)として交付するものとし、対象とする経費は、「3.事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費を予定している。

また、補助金の交付時期については、原則、当該年度の事業完了後(令和 4 年 3 月 31 日以降)の精算払いとする。

なお、令和 4 年度以降の事業運営に当たって国からの費用負担は予定していない。

## 8. 応募者に関する諸条件

本事業の応募者(以下「応募者」という。)は、次の条件を全て満たす者であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する者であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

## 9. 応募方法等

### (1) 企画書の作成及び提出

「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業応募申込書」(別添 1)とともに、以下の項目について具体的に記載した、「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業企画書」(以下「企画書」という。)を作成し提出すること。

企画書記載項目(用紙サイズは A 4 とし、①及び②の様式は任意とする)

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 事業計画(実施スケジュール(月毎)と実施内容。令和 4 年度以降の運営方針(案)を含む。)
- ③ 事業に係る費用積算(別添 2)・・・類似様式でも可

## (2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

- ① 提出期間 令和3年3月22日（月）から令和3年4月7日（水）※消印有効
- ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課情報企画係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課情報企画係

T E L : 03-5253-1111 (内線 2520)

F A X : 03-3501-2048

※ 問い合わせは、平日の午前10時から午後5時（午前11時30分～午後0時30分を除く）とする。

### ③ 提出書類及び部数

ア 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業応募申込書・・・ 1部

イ 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業企画書・・・・・・ 7部

ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募者の活動が分かる資料・・・ 1部

※ 必要に応じて、企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することがある。

## 10. 実施主体の選定について

厚生労働省医政局総務課において、応募者が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施主体を選定する。

なお、必要に応じ応募者に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募者へ日時等の連絡を行う。）